

あらしやましょう ちゅうがっこう
嵐山小・中学校

じどう せいとばん
児童・生徒版

がっこう ぼうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針



れいわ ねん がつ
令和4年4月

1 はじめに

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

嵐山小中学校では、みなさんをいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」をつくり、取り組んでいます。

また、いじめの問題を解決するためには、児童生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめの問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何より重要です。

そのために、児童生徒の皆さんが、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考え、全校児童生徒に伝えるべき内容を整理した「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」を作成しました。この基本方針にしたがって、皆さんの学校の児童生徒全員が「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめのない笑顔あふれる学校づくりが進むことを期待しています。



2 いじめとは




いじめは、法律で定義付けられています。しかし、大切なことは、皆さんの身の回りで起こるどんなことがいじめになるのかを学校のみんなが共通理解することです。いじめだと意識せずにやってしまい、友だちを傷付けてしまうことはないですか。どんなことがいじめになってしまうのでしょうか。

*いじめだと思ふことに丸を付けましょう。

ひ 冷やかしゃからかい、わるくち おど もんく いや 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
なかま 仲間はずれや友だちからむし 無視をされる。	
かる 軽くぶつかられたり、あそ 遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。	
ひどくぶつかられたり、たかれたり、けられたりする	
かね もの お金や物をたかられる	
かね もの お金を、かく 隠されたり、ぬす 盗まれたり、こわ 壊されたり、す 捨てられたりする。	
いや 嫌なことやは 恥ずかしいこと、きけん 危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話等で、けいたいでんわなど 誹謗中 傷 や嫌なことをされる。	

実は、これらは、すべていじめなのです。

自分がされて嫌なこと、相手が嫌だと感じることはいじめになるとみんなで確認しましょう。

- 
参考にしよう
旭川市いじめ防止基本方針 P 1～3
- 
参考にしよう
旭川市いじめ防止基本方針 P 26
- 
参考にしよう
学校いじめ防止基本方針 P 1～4

3

いじめを生み出さないために

皆さんの学校で、いじめを生み出さないためには、日常的にどんなことを意識したり、どんなことを大切にしたりするとよいでしょうか。

いままでの嵐山スマイル宣言より（～いじめをなくすために私ができること～）

- 人に優しく接する
- 相手に思いやる
- 元気よく挨拶をする
- 友だちに気をつかう
- 相手の嫌なことはしないよう心がける
- ふざけすぎないように気をつける
- 「ありがとう」「ごめんね」を伝える
- 思いやりをもって接したい
- 言葉遣いには気をつけよう
- 優しく思いやりの心をもって接する
- 友だちが困っているときに助ける
- みんなで協力する
- 「ありがとう」を忘れず
- 何か嫌なことがあったら相談する

この他にも、嵐山っ子が大切にしていけるべきことには、次のようなものがあります。

- いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりえるものだと認識することが必要です。
- いじめを受けた人の悲しみや苦しみを理解して、一人一人が、「いじめは人として絶対に許されない」という強い気持ちをもつことが必要です。
- いじめを「しない、させない、許さない」を合言葉に、常にいじめの防止を意識して生活することが大切です。
- 一人一人の違いやよさを認め合う気持ちをもつことが大切です。

5 いじめを防止するための児童生徒会の取組

① いじめ撲滅運動

・実施時期 6月 10月

・目的 いじめは絶対してはいけないものだという意識を高める

いじめのない仲間づくりのために、一人一人が日常的に心掛ける

ことを確認、実行する。

・内容 いじめ根絶に向けたメッセージカード作りましょう。

「スマイル宣言カード」を作り、生徒会で掲示を行います。

② その他

小中交流などを通して、みんなが仲良く笑顔で学校生活を送るために、児童生徒会で協力し、取り組みましょう

- 参考にして → 旭川市いじめ防止基本方針 P 29
- 参考にして → 旭川市いじめ防止基本方針 P 34～39
- 参考にして → 学校いじめ防止基本方針「学校いじめ防止プログラム」

6

いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときに、先生や家族、友だちなどに相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合、つぎのような場所で相談することができます。

① スクールカウンセラー

- 月に2回来校します。

(来校日は担任の先生にたずねましょう)

- いじめに関わらず、ささいな悩みでも相談することができます。
- 相談場所はカウンセラー室です。
- 相談したいときは、担任の先生に申し出ましょう。

② 旭川市子ども総合相談センター

- 直接顔を合わせて相談しにくい場合に、電話で相談することができます。

- ③ その他の相談機関は、次のページにあります。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P30

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 資料④

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 P8

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

＜受付時間＞ 月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

＜電話番号＞

0120-3882-56

＜受付時間＞

毎日24時間

◆子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

＜電話番号＞

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

＜受付時間＞ 月~金 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

＜電話番号＞

0166-31-5511

＜受付時間＞

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞

050-3383-5566

＜受付時間＞

月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談するには…担任の先生に伝えよう